

宮島沼

みやじまぬま

北海道美唄市



宮島沼



[登録番号] 1201

[登録年月日] 2002年11月18日

[面積] 41ha

[湿地のタイプ] O: 永久的な淡水湖沼

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区

[国際登録基準] 2、4、5、6

湿地の概要

宮島沼は、札幌市の北東50kmの美唄市の西に位置し、面積41haの丸い形をした淡水湖である。水深は平均50cmと浅い。流入河川はなく、周辺の農業用水路からの流入と、雪解け水と雨水によって維持されている。

沼の西側を石狩川が大きく蛇行して流れている。石狩川は、昔から氾濫を繰り返してきた。そのたびに流路を変え、周辺に小さな沼を残した。宮島沼はそのひとつである。一帯は石狩川下流部の、国内最大の泥炭湿地を開拓してできた北海道有数の穀倉地帯で、沼の水は灌漑用

水として利用されてきた。宮島沼の名は、1891年に現在の新潟県三条市より入植した宮島佐次郎氏に由来し、1900年頃には宮島沼の水を引いて稲作を試みたとされている。

かつて宮島沼は広大な湿地の一部であったが、現在では湿地の大部分は農地に置き換わっている。岸边にはヨシが茂り、沼にはマコモやヒシが生えている。広々と開けた水面、餌の水草と後背地の水田が宮島沼の特徴であり、渡り鳥にとっての財産である。



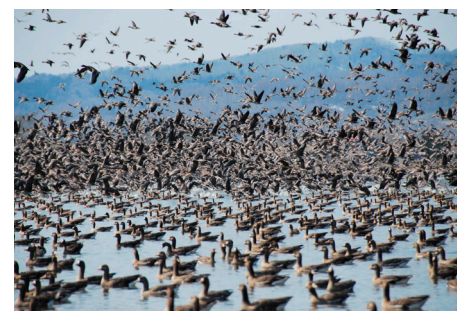
湿地にかかわる動植物

毎年、秋と春、ガンやカモ、ハクチョウなどの水鳥がこの沼に大挙してやってくる。宮島沼は、我が国におけるもっとも重要な渡り鳥の中継地の一つである。特にマガンの飛来数は7万羽を超え、東アジア地域個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている。

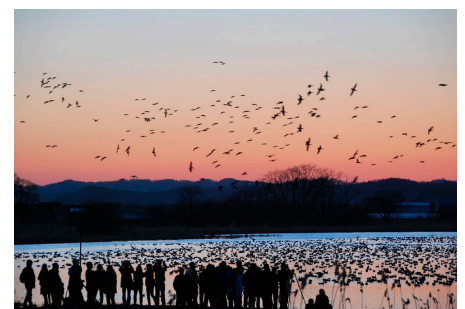
大陸からやってきたマガンはここで一時羽を休め、さらに南下して越冬する。伊豆沼・内沼やかぶくりぬま蕪栗沼などで冬をすごしたマガンは、春、再びここに集結し、北帰行の準備をする。宮島沼は、彼らのライフサイクルの重要な位置を占めているの

である。

宮島沼周辺は道内有数の米どころであり、マガンやコハクチョウは収穫後の水田に残された落ち粃を食べて渡りのためのエネルギーを蓄える。マガンの渡りは片道4,000kmにもなるが、宮島沼からカムチャッカ半島まではノンストップで移動するため、宮島沼周辺の水田で十分なエネルギーを補給することが特に重要となる。採食地となる広大な水田と、安心して休息できる沼がセットになって存在していることが、世界有数のマガンの飛来地となっている理由として考えられる。



マガン



ねぐら入り

保全・管理の取組

かつて宮島沼は鳥獣保護区に指定されていなかったため、絶好の猟場であった。ところが1980年代後半、マガンやハクチョウの大量の衰弱死がつついた。死因は沼に放置される、狩猟用の散弾銃の鉛弾を飲み込んだことによる急性鉛中毒であった。大きな社会問題となり、狩猟団体は狩猟を自粛した。国は宮島沼を鳥獣保護区に指定して狩猟を規制し、2002年にはラムサール条約湿地に登録された。湖岸に宮島沼水鳥・湿地センターがある。センター内には展示室やレクチャー室等があり、宮島沼の周辺環境や観察

できる水鳥のほか、宮島沼の歴史や役割、周辺環境の変化等について紹介している。美唄市では「宮島沼保全活用計画」を策定し、定期的に評価と見直しを行っている。また、宮島沼は富栄養化や浅底化などの課題に直面しており、この課題に対応するため、美唄市は、2017～2018年にかけて専門家や関連機関・団体と「宮島沼の水環境の保全と再生に関する検討会議」を開催し、協働取組の指針として「宮島沼の保全と再生に関するマスタープラン」を取りまとめた。



コハクチョウ



周辺農地

ワイズユースの取組

周辺に広がる水田は水鳥の良好な餌場となり、マガンやハクチョウの渡りを支えている。しかし、マガンによる小麦への食害もあるため、代替採食地をつくるなど共生の取り組みを進めている。子どもたちのグループであるマガレンジャーの活動も活発で、保全や普及啓発活動を行っている。隊員として活動して

いるのは美唄市内に住む小学3年生から高校3年生で、宮島沼を拠点としながらも他の湿地の子どもや大人と交流している。市民による「宮島沼の会」、地域農業者による「宮島沼プロジェクトチーム」が協力してイベントや普及啓発活動を実施している。



田んぼでの自然学習

関連自治体

宮島沼水鳥・湿地センター(美唄市) ☎0126-66-5066

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

- 基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。
- 基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。
- 基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。
- 基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。
- 基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。
- 基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。
- 基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。
- 基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。
- 基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

宮島沼(みやじまぬま)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 宮島沼水鳥・湿地センター

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03